

技 第 4 7 号
令和2年 4月27日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長
土木部港湾空港課長
農林水産部漁港漁場整備課長

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和2年3月19日付け技第481号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」により行っているところですが、当該通知を以下のとおり改定するので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

1. 改定内容

島根県週休2日工事試行要領（土木部編）、（農林水産部編）および（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）の改定
詳細は別添新旧対照表のとおり

2. 適用

令和2年5月1日以降に起案を行う発注工事

3. その他

改定後の「島根県週休2日工事試行要領」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

・土木部－技術管理課－01-03-361【設計積算基準関連通知】「島根県週休2日工事試行要領」

問い合わせ先	
土木部技術管理課	
土木設計基準グループ	電話：300-2-5924／5390
農林設計基準グループ	電話：300-2-5942／5653
土木部港湾空港課	
港湾整備グループ	電話：300-2-6488／5202
空港整備グループ	電話：300-2-6370／6318
農林水産部漁港漁場整備課	
整備グループ	電話：300-2-5319

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="174 336 365 357">第8条 工事費の積算</p> <p data-bbox="969 371 1115 389">令和2年4月1日 試行</p> <div data-bbox="250 400 1021 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="250 408 365 426">(工事費の積算)</p><p data-bbox="250 437 1021 552">第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。ただし、<u>労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工）」は対象としない。</u> 削除</p></div>	<p data-bbox="1115 336 1305 357">第8条 工事費の積算</p> <p data-bbox="1910 371 2060 389">令和2年5月1日 試行</p> <div data-bbox="1180 400 1951 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1180 408 1294 426">(工事費の積算)</p><p data-bbox="1180 437 1951 491">第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p></div>

新旧対照表

旧	新
<p>第8条 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(工事費の積算)</p> <p>第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製土工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。削除</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.05</p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.01、現場管理費率：1.02</p> </div>	<p>第8条 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(工事費の積算)</p> <p>第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：<u>1.06</u></p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：<u>1.02</u>、現場管理費率：<u>1.03</u></p> </div>

新旧対照表

旧	新
<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>5 工事費の積算</p><p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。</u> 削除</p></div>	<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>5 工事費の積算</p><p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p></div>

新旧対照表

旧	新
<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">令和2年4月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 工事費の積算</p> <p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関する標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。削除</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.05</p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.01、現場管理費率：1.02</p> </div>	<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">令和2年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 工事費の積算</p> <p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：<u>1.06</u></p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：<u>1.02</u>、現場管理費率：<u>1.03</u></p> </div>

新旧対照表

旧

資料2

令和2年4月1日 試行

「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

資料2

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 $\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$
- 補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防敵材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防敵材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ベトロラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止枠設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

新

資料2

令和2年5月1日 試行

「休日確保型」試行工事市場単価工種の労務費補正

資料2

“港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 $\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$
- 港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価補正係数	工種	市場単価補正係数
1 底面工	1.04	16 防敵材撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置)	1.01	17 車止撤去	1.05
3 支保工	1.05	18 電気防食取付	補正しない
4 足場工	1.03	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
5 鉄筋工	1.05	20 防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
6 吊鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
7 型枠工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23 ベトロラム被覆	補正しない
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24 現場鋼材溶接工	1.05
9 止水板工	1.05	25 現場鋼材切断工	1.05
10 上蓋工	1.05	26 かき落とし工	補正しない
11 伸縮目地工	1.03	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12 係船柱取付	1.05	28 汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
13 防敵材取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	補正しない
14 車止・縁金物取付	1.05	30 汚濁防止枠保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.01
15 係船柱撤去	1.05		

島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

対象期間において4週8休以上が確保できた場合において、労務費等を補正し契約変更を行うことにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むものである。

但し、港湾5職種の労務単価については補正の対象外とする。なお、港湾5職種とは、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員とし、港湾5職種の労務単価を準用する船団長、潜水世話役及び潜水士（ダイバー）も補正の対象外とする。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

なお、空港土木工事における「週休2日工事」とは「4週6休以上」の工事のことをいう。

- 2 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。
- 4 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。
現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。
なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。
- 5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含ま

れる休日の日数分の閉所日があることをいう。

工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）

- 6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

（対象工事）

第3条 対象工事は、島根県土木部港湾空港課・農林水産部漁港漁場整備課が所管する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 維持管理業務（一括発注方式）等
- (3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (4) 対象期間内での施工期間が短い工事

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）及び空港土木工事以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領（土木部編・農林水産部編）」を適用するものとする。

また、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により「週休2日工事」の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、施工条件書及び特記仕様書に「週休2日工事」の対象工事である旨を明記するものとする。

（実施方法）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

- 2 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式2）により発注者に報告するものとする。
- 3 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）」により行うものとする。

（設計変更）

第5条 発注者は、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

（工期変更）

第6条 発注者は、現場の「週休2日工事」の確保ができるよう適正に工期を設定しなければならない。なお、発注者は、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合
- (2) 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において、工事成績評定の「II. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、4週8休以上を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、労務単価、市場単価（港湾工事・漁港漁場関係工事に限る）、施工パッケージ単価等について補正を行い、設計変更するものとし、それぞれの補正方法は以下のとおりとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。

(1位四捨五入)

なお、空港土木工事は補正の対象外とする。

(2) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。（1位以下切捨）

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(3) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

(4) 空港土木工事においては、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 現場の閉所状況

(i) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(ii) 4週7休以上 4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合

(iii) 4週6休以上 4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

② 補正係数

(i) 4週8休以上

・ 共通仮設費率 1.03

・ 現場管理費率 1.04

(ii) 4週7休以上 4週8休未満

・ 共通仮設費率 1.02

・ 現場管理費率 1.02

(iii) 4週6休以上 4週7休未満

・ 共通仮設費率 1.01

・ 現場管理費率 1.01

(アンケート調査)

第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、アンケートに回答すること。提出方法についてはしまね電子申請サービスによることとする。

- ・インターネット側PC用直接リンクURL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

- ・スマートフォン用2次元バーコード



(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

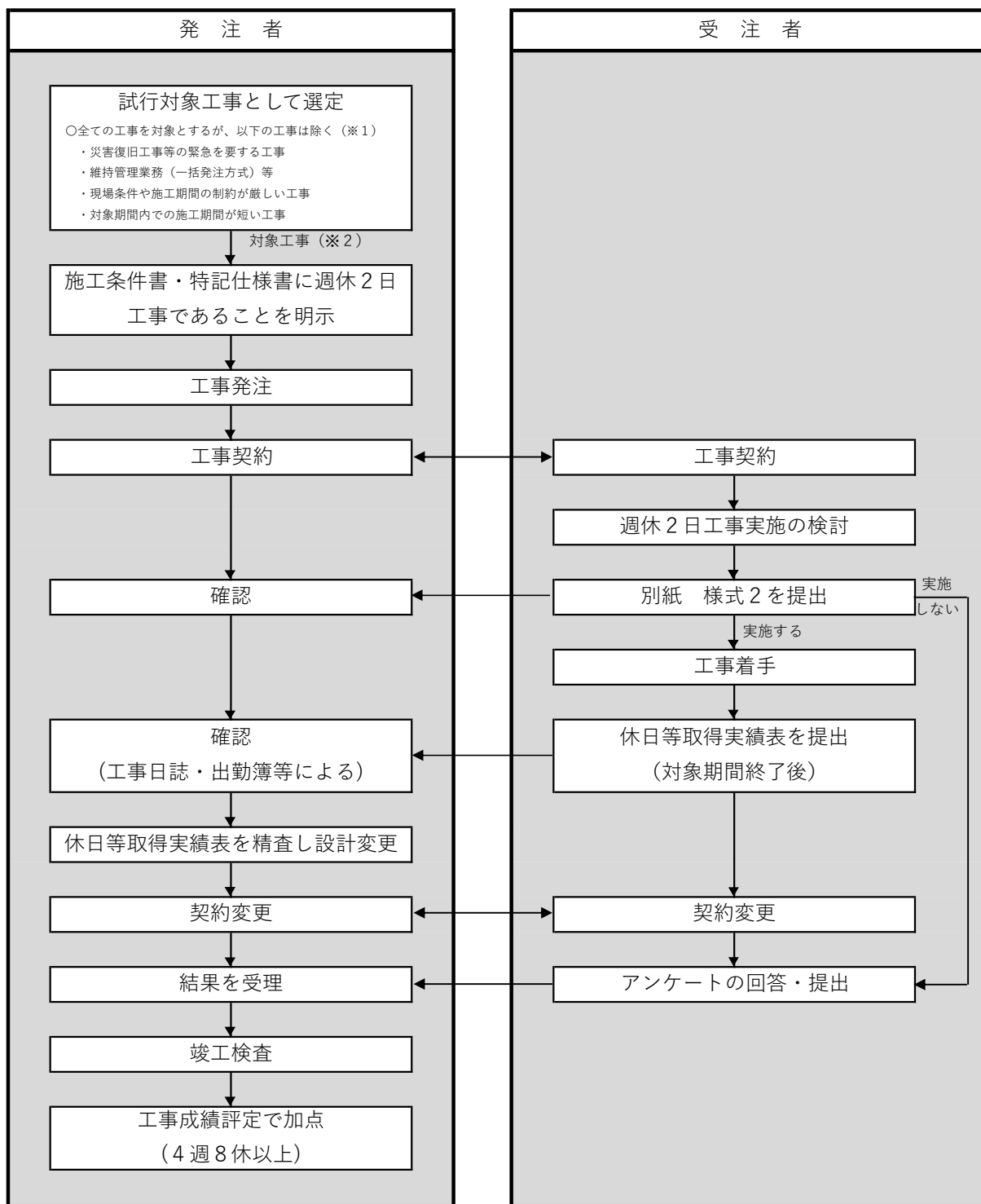
(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

週休2日工事の実施フロー（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）



- ※1 全ての工事とは、島根県土木部港湾空港課・農林水産部漁港漁場整備課が所管する工事。
 なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）及び空港土木工事以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領（土木部編・農林水産部編）」を適用するものとする。
- ※2 契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により「週休2日工事」の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土を除く3日間）、年末年始休暇（土を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。
なお、空港土木工事における「週休2日工事」とは「4週6休以上」の工事のことをいう。
- (2) 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。
- (4) 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。
現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。
なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。
- (5) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）
- (6) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式2）にて報告するものとする。

3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

4 設計変更

港湾・漁港漁場工事においては、対象期間中の全ての単位期間において4週8休以上が確保で

きた場合は、精算時に設計変更するものとする。

なお、空港土木工事においては、対象期間中の全ての単位期間において4週6休以上が確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

5 工事費の積算

精算時に、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、労務単価、市場単価（港湾工事・漁港漁場関係工事に限る）、施工パッケージ単価等について補正を行い、設計変更するものとし、それぞれの補正方法は以下のとおりとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（1位四捨五入）

なお、空港土木工事は補正の対象外とする。

(2) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。

（1位以下切捨）

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(3) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用する。

(4) 空港土木工事においては、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 現場の閉所状況

(i) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(ii) 4週7休以上 4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合

(iii) 4週6休以上 4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

② 補正係数

(i) 4週8休以上

・ 共通仮設費率 1.03

・ 現場管理費率 1.04

(ii) 4週7休以上 4週8休未満

・ 共通仮設費率 1.02

・ 現場管理費率 1.02

(iii) 4週6休以上 4週7休未満

・ 共通仮設費率 1.01

・ 現場管理費率 1.01

6 アンケート調査

週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。提出方法についてはしまね電子申請サービスによることとする。

- ・インターネット側 PC 用直接リンク URL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

- ・スマートフォン用 2次元バーコード



4週8休以上の確認に関する補足説明資料

(1) 4週8休以上の確認例

例1) 期間内に祝日がない場合

① 「4週8休」達成、「週休2日」未達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4週8休」達成。

しかし、休日作業を行った週のうちに振替を行っていないため、「週休2日」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		休日作業						
3週目				振替				
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

② 「4週8休」未達成

※日曜日に休日作業を行い振替を行っているが、単位期間内ではないため「4週8休」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		休日作業						
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目				振替				
8週目								

③ 「4週8休」達成、「週休2日」達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4週8休」達成。

さらに、休日作業を行った週のうちに振替を行っているため、「週休2日」達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		休日作業		振替				
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

例2) 期間内に祝日がある場合

① 「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日(振替休日)が1日あるため、9日以上の開所が必要。

※2期目は、期間内に祝日があるが、祝日が土曜日(週休日)であるため、8日以上の開所が必要。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目	祝日							
8週目								

例3) 期間内に年末年始がある場合(※H30.12~H31.1の例)

① 「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日(振替休日)が1日あるため、9日以上の開所が必要。

※2期目は、期間内に年末年始休暇(12/29~1/3)があるため、12日以上の開所が必要。

なお、年末年始休暇は土日を含む6日間。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目		祝日	振替休日					
5週目	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3		2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

(2) 対象期間の設定方法について

- ・起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。
- ・起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象期間とする。

	土	日	月	火	水	木	金	
				始期日				(対象外)
				工事着手日				
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

(以降、4週間毎に単位期間を設定)

9週目								3 期間目
10週目								
11週目								
12週目								
13週目								4 期間目
14週目								
15週目								
16週目								
17週目								(対象外)
18週目								
19週目				確認期限				
20週目								
21週目				完成通知書提出日				
22週目			工期末日					

※17週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので確認対象外とする。

(変更契約に係る協議期間を確保する必要があり、工事完成日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象期間とする。)

「休日確保型」試行工事市場単価工種の労務費補正

資料2

“港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

$$\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$$
- 港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない（電気防食取付、汚濁防止膜（枠）設置・撤去等）

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接工	1.05
25	現場鋼材切断工	1.05
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

週休2日工事の試行について Q & A (港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編)

1. 対象工事の選定

Q 1 「島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）（案）」の対象となる工事は、どのような工事か。

A 1 対象工事は、島根県土木部港湾空港課・農林水産部漁港漁場整備課が所管する全ての工事が対象ですが、以下のいずれかに該当する工事は除きます。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 維持管理業務（一括発注方式）等
- (3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）、海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）及び空港土木工事以外の工種区分により工事費を積算する工事については、土木部技術管理課の「島根県週休2日工事試行要領（土木部編、農林水産部編）」を適用し、「週休2日工事」を実施してください。

Q 2 対象工事として「現場条件や施工期間の制約が厳しい工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

A 2 4週8休以上の休日の確保が難しいと判断される以下のような工事

- ・地元調整や関係機関協議、気象状況等により、休日に作業を行い早期に完成させる必要がある工事

Q 3 対象工事として「対象期間内の施工期間が短い工事」とは具体的にはどのような工事のことをいうのか。

A 3 施工期間が概ね1ヶ月未満の以下のような工事

- ・製作期間がほとんどで、据付期間が短時間の工事
- ・工事規模が小さく、施工期間が短い工事（維持修繕工事、舗装工事等）

2. 実施方法

Q 1 週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。

A 1 当初積算では週休2日の補正を行いません。精算時に現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。

Q 2 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 2 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q 3 施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。また、ペナルティはあるか。

A 3 施工途中で実施困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督職員へ報告してください。なお、実施を取りやめた場合には、ペナルティはありませんが、設計変更と成績評定での加点の対象となりません。

Q 4 休日の実績で下請け労働者の出勤簿の提示も求められるのか。

A 4 作業日報等の通常作成される工事関係書類で確認し、疑義があれば出勤簿等の提示も求めます。なお、休日等取得実績表の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完成後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

Q 6 工事を増工する場合はどのような扱いとなるのか。

A 6 発注者の責による設計図書の変更（増工）を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期延期してください。
なお、発注者は当初の工事目的と関係ない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わないこととしてください。

Q 7 増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいか。

A 7 増工分について、各作業の工事数量を日あたり作業量で除し、雨休率及び施工順序を考慮して延期日数を算出してください。（簡便式は使用しない）

3. 対象期間の設定

Q 1 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

A 1 工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象期間とします。早期に工事が完了する場合、工事完成通知書の提出日を事前に受発注者間で協議し、「週休2日工事」の対象期間を設定してください。

Q 2 水道移転等で着工が遅れ工期延期をした場合、延期した期間も含めて現場閉所の判断を行ったら良いのか。

A 2 工期延期に伴う延伸分の工期も対象期間となります。なお、工事が動いていない期間が明確である場合などは、当該期間を対象期間から控除してください。

Q 3 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えば良いか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い。

A 3 年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱については、以下のとおりとする。
・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間（土日含む）
・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間）

4. 現場閉所（休日）の取扱

Q 1 現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。

A 1 現場管理上必要な作業とは以下のような作業です。

- ・巡回パトロールや保守点検
- ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督職員が必要と認めた作業

Q 2 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 2 対象期間中の単位期間それぞれの現場閉所日数にて判断しますので、土・日曜日を必ず休日として確保しなければいけないということはありません。

Q 3 地元調整や関係機関協議等の不測の事態により、施工ができず休工となったものについて休日としてカウントできるのか。

A 3 事務作業を含めて、現場閉所されていれば通常の休日と同様にカウントされます。

Q 4 大雨、大雪により休工となった場合も休日としてカウント出来るのか。

A 4 雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば休日としてカウントされません。

Q 5 現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。

A 5 現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所として取り扱ってください。このたびの試行は、現場の「閉所」を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。

Q 6 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。

A 6 現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。

Q 7 現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A 7 現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とみなすことはできません。

Q 8 施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。

A 8 仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業とみなします。

Q 9 一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。

A 9 一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします
(一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない)。

Q 10 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、
現場閉所となるのか。

A 10 交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

Q 11 半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。

A 11 1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は
現場閉所として認められません。